

台風来襲による事故発生防止等の措置に関する要項

以下は沖縄本島に台風が上陸した場合の施設としての対策方法等を示します。下記の手順に従い各入居者での対応をお願いします。なお、暴風警戒域についての詳細は、気象庁ホームページ内の台風情報をご参照ください。

1. 共用部出入り口（正面玄関・左右通用口）の封鎖

◆暴風警戒域のある台風（風速 25m/s 以上の暴風警戒域）の場合

(1) 暴風圏内時のセンター共用部出入り口の封鎖

暴風・大雨・波浪警報が発令され、台風の来襲による事故発生が予測される場合は、事故発生防止のため、原則、全ての入居者がある程度退館した段階でセンターの正面玄関自動ドア並びに左右通用口を土嚢などで固定して雨水対策作業を致します。

共用部出入り口の封鎖時刻については、あらかじめメール等にて通知しますので、閉鎖時刻までに極力御退館頂けますようご協力お願い申し上げます。

※閉鎖後に、台風が暴風圏内にある時間帯に出勤される場合は、あらかじめご連絡ください。

【共用部封鎖作業の判断基準】

- ① 台風の勢力、進路、速度等を勘定し、沖縄県の中南部区域が 3 時間以内に 25m/s 以上の暴風雨域に入ることが予測されるとき。
- ② 沖縄県の中南部区域において、公共の交通機関の運行が停止又は停止する事が明らかなき。

(2) 暴風域通過後の共用部出入り口の開放

台風の来襲による事故発生のおそれなくなったと判断した場合は、以下の基準に従い、土嚢等を撤去し、通常通りの運用に復旧致します。

【共用部封鎖解放の判断基準】

- ① 沖縄県の中南部区域が 25m/s 以下の暴風域外となったとき。
- ② 沖縄県の中南部区域において公共の交通機関の運行が再開されたとき。

【共用部封鎖解放時刻】

指定管理者営業時間内（平日 8:30～17:00）に暴風域を通過した場合は、安全確認後速やかに出入り口を開放致します。

指定管理者営業時間外（17:00 以降）に暴風域を通過した場合は、安全確認後、翌日 8:30 を目途に速やかに出入り口を開放します。

◆強風警戒域のみの台風（風速 15m/s 以上 25m/s 未満の強風域）の場合

暴風警戒域を持たない強風警戒区域のみの台風襲来時については、共用部の封鎖対策作業は実施しませんので、従来通り御利用頂けます。

2. センターの台風対策等

◆暴風警戒域のある台風（風速 25m/s 以上の暴風警戒域）の場合

原則、センターが暴風域に突入する段階で、指定管理者が外部に委託した施設管理員による安全管理に移行致します。

(1) 委託施設管理員の常駐

センターが暴風域圏内にある間は、指定管理者が委託する施設管理員が常駐し、センター内外の巡回点検を実施致します。外部からの巡回の結果、窓ガラスが割れているなど、ラボ内に影響を与える事象が発覚した場合には、可能な限りの補修は致します。ただし、雨水侵入等によるラボ内備品の損傷等については、責任は負いかねますのであらかじめご了承ください。また、上記事象が発覚した場合は、指定管理者より各入居者の緊急連絡先担当者様へご一報差し上げますので、各入居者社内への連絡は入居者で通達をお願いします。

(2) 各入居者の対応

- ① 入居者は、台風が接近し又は来襲するおそれがある場合には、未然にレンタルラボ内の災害防止策を講じ、入居者の安全確保に努めるようにしてください。特に台風来襲時に入居者の配置が必要な場合は、事前に火元責任者が人員を把握し、緊急時に備えた連絡体制を整備してください。
- ② 入居者は、暴風雨波浪警報等が解除され出勤した際には、直ちに居室内の被害状況等を指定管理者へ報告をお願いします。

◆強風警戒域のみの台風（風速 15m/s 以上 25m/s 未満の強風域）の場合

・委託施設管理員による巡回確認

暴風警戒域のある台風と異なり、委託施設管理員による常駐はございませんが、一定の期間においてセンター外周付近の巡回点検を致します。外部からの巡回の結果、ラボ内の重大な影響を与える事象が発覚した場合は、速やかに緊急連絡先担当者へご連絡致します。

3. 指定管理者の緊急連絡先

指定管理者の緊急連絡先は、別途お渡ししております『沖縄ライフサイエンス研究センター緊急時連絡体制』に記載された担当者までご連絡下さい。

附 則

この規則は、平成 25 年 5 月 1 日から施行する。
平成 26 年 4 月 1 日改定。